

令和5年（2023年）第10回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第37号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について
日程 3	報告第38号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について
日程 4	報告第40号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について
日程 5	議案第19号	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について
日程 6	議案第20号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて
日程 7	議案第18号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
日程 8	報告第39号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和5年7月28日報告分）

○開催日時 令和5年（2023年）10月30日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第37号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第10号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について

臨時代理第10号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)9月19日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）9月30日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 小塚 敏枝

報告第38号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第11号 枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正
について

臨時代理第11号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）10月16日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）別表第1の改正規定中

「

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
枚方市立楠葉図書館	
枚方市立菅原図書館	
枚方市立蹉跎図書館	
枚方市立御殿山図書館	
枚方市立牧野図書館	
枚方市立津田図書館	
枚方市立市駅前図書館	

」

を

「

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
枚方市立楠葉図書館	
枚方市立菅原図書館	
枚方市立蹉跎図書館	
枚方市立御殿山図書館	
枚方市立牧野図書館	
枚方市立津田図書館	
枚方市立市駅前図書館	午前9時から午後9時まで

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

臨時代理第11号参考資料

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現 行）																																																																		
<p>第2条 枚方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <table border="1" data-bbox="309 564 1075 983"> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立御殿山図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立牧野図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1" data-bbox="309 1121 1075 1358"> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館			枚方市立御殿山図書館			枚方市立牧野図書館			枚方市立津田図書館			枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館			<p>第2条 枚方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <table border="1" data-bbox="1205 564 1971 983"> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立御殿山図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立牧野図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1" data-bbox="1205 1121 1971 1358"> <tr> <td>枚方市立香里ヶ丘図書館</td> <td>午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立楠葉図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立菅原図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市立蹉跎図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館			枚方市立御殿山図書館			枚方市立牧野図書館			枚方市立津田図書館			枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]	枚方市立楠葉図書館			枚方市立菅原図書館			枚方市立蹉跎図書館		
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]																																																																	
枚方市立楠葉図書館																																																																			
枚方市立菅原図書館																																																																			
枚方市立蹉跎図書館																																																																			
枚方市立御殿山図書館																																																																			
枚方市立牧野図書館																																																																			
枚方市立津田図書館																																																																			
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]																																																																	
枚方市立楠葉図書館																																																																			
枚方市立菅原図書館																																																																			
枚方市立蹉跎図書館																																																																			
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]																																																																	
枚方市立楠葉図書館																																																																			
枚方市立菅原図書館																																																																			
枚方市立蹉跎図書館																																																																			
枚方市立御殿山図書館																																																																			
枚方市立牧野図書館																																																																			
枚方市立津田図書館																																																																			
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	[略]																																																																	
枚方市立楠葉図書館																																																																			
枚方市立菅原図書館																																																																			
枚方市立蹉跎図書館																																																																			

新（改正後）				旧（現 行）			
枚方市立御殿山図書館			」	枚方市立御殿山図書館			」
枚方市立牧野図書館				枚方市立牧野図書館			
枚方市立津田図書館				枚方市立津田図書館			
枚方市立市駅前図書館	午前 9 時から 午後 9 時まで			枚方市立市駅前図書館			
に改める。				に改める。			

報告第40号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により、次のとおり教育委員会に報告する。

令和5年（2023年）10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について

2. 内容

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に、「令和6年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領」に基づき、本調査に参加するもの。

3. 参考書類

- (1) 令和6年度 小学生すくすくウォッチの参加について（依頼）
- (2) 令和6年度 小学生すくすくウォッチ実施要領

教 小 中 第 2467 号
令 和 5 年 9 月 27 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和6年度 小学生すくすくウォッチの参加について（依頼）

標記の件について、別添の実施要領をふまえ、小学生すくすくウォッチへ参加することについて確認をいたしますので、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 【別紙様式1】令和6年度 小学生すくすくウォッチへの参加について
- 2 提出期限 令和5年10月27日（金）
- 3 提出先 小中学校課学力向上グループ 大西
(OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp)
- 4 提出方法 メール

【連絡先】

担 当：市町村教育室小中学校課

学力向上グループ 大西

電 話：06-6941-0351 内線 5489

F A X：06-6944-3826

E-mail：OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和6年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実に図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、理科及び教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和6年4月17日（水）～4月25日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。
なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

- (4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

議案第19号

総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

教 学 放 第 号
令和5年(2023年) 月 日

総合型放課後事業委託事業者選定審査会
会長 本多 重夫 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川正洋

諮 問 書(案)

総合型放課後事業委託契約予定事業者(おやつ提供事業者)の選定にあたり、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第1条第2項の規定に基づき諮問いたします。

記

1. 総合型放課後事業における委託契約予定事業者(おやつ提供事業者)の選定について

議案第20号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に
補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第17号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

(1) 補助執行を取りやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合
教育会議に関する事務」

2. 施行期日

令和5年（2023年）11月1日

3. 回答書（案）について

次ページのとおり

教 総 政 第 9 7 6 号
令和5年(2023年)10月30日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について(回答)(案)

令和5年(2023年)10月17日付け総人第227号により貴職から申入れのあった標題の
協議について、下記のとおり同意します。

記

1 協議内容

(1) 補助執行を取りやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の
3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合教育会議に関
する事務」

2 施行期日

令和5年(2023年)11月1日



総 人 第 227 号
令和5年(2023年)10月17日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正 洋 様

枚方市長 伏 見



地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について

標記の件について、下記のとおり協議します。

記

1. 協議内容

(1) 補助執行をとりやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合教育会議に関する事務」

2. 施行時期

令和5年11月1日から施行する。

議案第18号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育政策課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

議案第18号参考資料

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p>	<p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 市長の権限に属する事務の補助執行に係る総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>おいしい給食課 [略]</p>	<p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>おいしい給食課 [略]</p>